

履修に関する規程

1. 科目の履修および進級に関する規程（2022年度入学生）

（目的）

第1条

この規程は、学則第23条第2項に基づいて、科目の履修および進級に関する細則を定めることを目的とする。

（履修科目）

第2条

学則別表第2の卒業要件を満たすためには、必修科目に加えて、必要な選択科目を履修しなければならない。なお、学則第1条に謳う「豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力」を身につけるために、開設科目の中から偏りなく履修することが望ましい。

（授業の方法）

第3条

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
4. 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（科目の履修）

第3条の2

学生はその学年に履修する科目について、履修登録表を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。

2. 履修要件を定める科目及び実習を履修するには、別に定める要件を満たさなければならない。
3. 受講希望者が5名以下の場合には開講しない場合がありうる。
4. 各学年にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を以下のとおりとする。
 - a) 1年次 50単位
 - b) 2・3年次 48単位
 - c) 4年次 30単位

但し、前年度必修科目のGPA（成績素点に基づく）が2.5以上の場合は、上記単位数に2単位を加えることができる。

なお、研究等複数学年に渡り開講される科目については、当該科目の単位数を開講年数で除した単位数を各学年の登録単位数として計算し、以下の科目については、上限単位数には含めない。

- a) 自由科目（但し、保健師コース及び国際看護コース並びにグローバルスタディーズコース履修者における、コース修了要件となる自由科目については上限に含める）
- b) 仮進級者が試験のみを受験して修得する科目
- c) 既修得単位として単位認定された科目

（再受講）

第4条

既に単位の認定を受けている科目を再受講することは原則的に認めないが、再受講を希望する場合は教務課へ

申し出、担当講師の許可を得なければならない。

(進級及び仮進級)

第5条

上級学年への進級については、人格の成熟と看護実践者としての成熟を目標に、段階的且つ体系的に看護学を学ぶことを目的として、以下のとおり定める。

1. 2年次へ進級するには、1年以上在学し（休学期間を除く）、1年次に開講される全ての必修科目の単位を修得しなければならない。但し、主として、人間の尊厳の尊重について学ぶ以下の必修科目 a) については、未修得科目の合計が2科目以内の場合は2年次への進級を認め（仮進級）、2年間にわたる学びを認める。

a)

- ・カトリックの愛の精神 I
- ・キリスト教概論 I
- ・生命倫理 I
- ・専門職入門 I
- ・心理学
- ・社会学
- ・英語 I
- ・多様性の尊重
- ・哲学的人間論
- ・地球環境と共生社会

なお、以下の場合は仮進級を認めない。

- b) 科学的思考・問題解決能力を学ぶ必修科目や看護の実践に関わる必修科目（aに挙げる以外の1年次開講必修科目）に未修得科目がある場合。但し、該当する未修得科目が1科目であり、且つ、1年次必修科目 GPA が 2.5 以上の場合に限り仮進級を認める。

c) 受験資格が認められないことによる単位未修得の場合

2. 仮進級者は、次年度に単位認定試験を受験することができる。但し、当該単位認定試験は再試験として扱い、評価は可を超えない。なお、再受講の必要はないが、希望する場合は、第4条に従う。
3. 仮進級できなかった者は、その科目を再度履修し、単位認定を受ける。
4. 3年次へ進級するには、2年以上在学し（休学期間を除く）、2年次までに開講する全ての必修科目の単位を修得しなければならない。
5. 4年次へ進級するには、3年以上在学し（休学期間を除く）、3年次までに開講される全ての必修科目の単位を修得しなければならない。
6. 複数学年に渡り開講される科目については、開講最終学年を基準とする。
7. 本条にある GPA は、成績素点に基づく算出方法を用い、不合格科目を含め算出する。

(修学指導及び退学勧告)

第5条の2

以下に該当する者に対しては、個別に修学指導を行う。

- a) 留年者
 - b) 在籍年次開講必修科目 GPA が 1.3 以下の者
 - c) 上記の他、本学が修学指導の必要があると判断した者
2. 2年連続して在籍年次開講必修科目 GPA が 0.5 以下の場合は、学部長が退学勧告を行う。
但し、本人及び面談者の意見を聞いた上で、成業の可能性がある判断されれば、この限りではない。

(専攻科への適用の制限)

第6条

専攻科に関しては、第2条及び第5条は適用しない。

- 付則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。